

建築 GX・DX 推進事業（調査・評価事業及び普及・広報事業）  
を実施する者の公募についての公示

令和 8 年 3 月 1 7 日  
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、建築 GX・DX 推進事業（調査・評価事業及び普及・広報事業）を実施する者の公募について公示します。

※本事業は、令和 8 年度予算が成立し、予算示達がなされることが前提となります。  
令和 8 年度予算の国会における審議状況により、補助金の交付申請の受け付け及び  
それに対する交付決定の時期、事業内容等の変更が生じる場合があります。

※本公募は、建築 GX・DX 推進事業を行う者に関する公募ではありません。

## 1. 事業概要

### (1) 事業名

建築 GX・DX 推進事業（調査・評価事業及び普及・広報事業）

### (2) 事業目的

建築 BIM 及び建築物ライフサイクルカーボン評価に関する調査・評価や普及・広報を行う者に対して支援を行うことにより、その普及に向けた取組みの検討等を行うための調査・評価や普及・広報を進めることを目的とする。

### (3) 事業内容

以下のいずれか又は複数の事業を実施するものとする。

#### ①建築物ライフサイクルカーボン評価の制度化に向けた調査

建築物の資材製造・施工から解体に至るまでのライフサイクル全体を通じた CO<sub>2</sub> 等排出量の評価手法等の検討を行うもの。

#### ②建築 BIM による建築確認をはじめとするオンライン申請・審査システムに係る調査・普及

建築 BIM による建築確認をはじめとするオンライン申請・審査システム等について調査・構築・普及を図るもの。

※「確認申請用 CDE」の構築は⑤として行うものとする。

※国土交通省の設置する建築 BIM 推進会議のうち、「審査 TF」と連携を図るものとする。

※「審査 TF」については、「建築 BIM の将来像と工程表（増補版）」（令和 5 年 3 月）を参照のこと。  
(<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001603587.pdf>)

- ※建築 BIM による建築確認に向けた申請・審査システムの調査は、「確認申請用 CDE」の関係者から構成される委員会を設置して行うものとする。
- ③建築 BIM による設計環境整備の調査
  - BIM による建築確認をはじめとする建築 BIM による設計を円滑化するための支援ツールの開発等の設計環境の整備を図るもの。
  - ※国土交通省の設置する建築 BIM 推進会議のうち、「審査 TF」と連携を図るものとする。
- ④建築 BIM の標準化に向けた検討・検証等に係る調査・普及
  - 設計・施工・維持管理間の建築 BIM の横断的活用を円滑化するための環境整備に係る検討・検証を行うもの。
  - ※国土交通省の設置する建築 BIM 推進会議のうち、「標準化 TF」についてその運営を行うものとする。
  - ※「標準化 TF」については、「建築 BIM の将来像と工程表（増補版）」（令和 5 年 3 月）を参照のこと。（<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001603587.pdf>）
- ⑤建築 BIM による建築確認に向けた「確認申請用 CDE」等に係る調査・普及
  - 「BIM データ審査」を含む建築 BIM による建築確認に向けた「確認申請用 CDE（共通データ環境）」の構築等を図るもの。
  - ※国土交通省の設置する建築 BIM 推進会議のうち、「審査 TF」と連携を図るものとする。
  - ※「確認申請用 CDE」の構築等については、「確認申請用 CDE」の関係者から構成される委員会を設置する予定であり、基本的な機能の検討、仕様の検討等を行うに際し、委員会の決定に従うこととする。
- ⑥維持管理・運用段階の建築 BIM の活用方法等調査
  - 建築物の維持管理・運用段階をはじめとする建築 BIM を通じた建築物の活用方法等について調査するもの。
- ⑦建築 BIM の教育・普及に係る調査・普及
  - 建築 BIM の教育・普及に向けて、ロードマップの策定やロードマップを踏まえた取組等を行うもの。
  - ※ロードマップの検討に当たっては、設計・施工・維持管理等の建築 BIM 推進に係る関係団体等による検討の場を設けるとともに、「建築 BIM の将来像と工程表」（建築 BIM 推進会議、令和元年 9 月）や建築 BIM 推進会議における議論を踏まえたものとする。
- ⑧建築設計者に対する BIM の普及
  - 建築設計における BIM の普及のため、その導入効果や BIM 利用にあたって必要となる業務に関する調査及び広報を行うもの。
- ⑨発注者における建築 BIM 活用に関する調査
  - 発注者が建築 BIM を活用するにあたり留意すべき発注要件の標準化等の調査を行うもの。

⑩BIM を活用した検査手法の調査

建築 BIM を活用した効率的な中間・完了検査等の実施手法について検討するもの。

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

- ① 令和 8 年 4 月上旬～令和 9 年 3 月 3 1 日
- ②～⑩ 令和 8 年 4 月上旬～令和 9 年 3 月 1 2 日

2. 補助対象事業者の要件

次の (1) ～ (6) までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 本事業の実施に係る計画が、適切なものであること。
- (2) 本事業を適確に遂行する技術能力（建築 BIM 又は建築物ライフサイクルカーボン評価等に関する知識を含む。）を有し、かつ、その遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 本事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (4) 本事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないよう、公平かつ中立な立場において業務を実施すること。
- (5) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 本事業において知り得た情報の秘密の保持及び管理を徹底すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 建築指導課 上原
- ②住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③電 話 03-5253-8111 (内線 39504)
- ④電子メール uehara-k2xe@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期 間 令和 8 年 3 月 1 7 日 (火) から令和 8 年 3 月 3 1 日 (火) まで
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付  
説明書の交付を希望する場合は、予め (1) の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期 限 令和 8 年 3 月 3 1 日 (火) 1 8 時 0 0 分まで

- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の 場合は  
3部、電子メールの場合は1部。

なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

・使用可能なソフト・ファイル形式は以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）

「Just System 一太郎」「Microsoft Word」「Microsoft Excel」  
「Microsoft PowerPoint」「Adobe acrobat Reader」にて確認可能なファイル形式とすること

・ファイルのデータ総量は極力10メガバイト以内とすること。

#### 4. 採択者の選定方法

建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業の開始についての説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、採択者を選定する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することがある。

#### 5. 留意事項

##### (1) 不適切な行為に対する措置

本事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- ・国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- ・国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- ・補助事業者等の名称（法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。）、不適切な行為の内容等の公表
- ・補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報
- ・建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

##### (2) 経理に関する留意事項

- ・本事業の着手に当たっては、本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。
- ・人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等（業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された会議記録等）を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。

- ・国土交通省の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。
- ・人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならないこと。
- ・本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること（監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。）。

(3) 内部取引（関係会社等からの調達）に関する留意事項

- ・本事業の交付申請には、関係会社等※からの調達をしない場合は、その旨を宣誓する宣誓書を添付すること。
- ・本事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以外の2者を含めた3者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料を提出すること。
- ・虚偽の申請であった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあること。

※「関係会社」とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるものをいい、これに補助事業者の役員が役員に就任している法人を含め「関係会社等」とする。

(4) 事業実施に関する留意事項

交付決定後、事業実施中に募集要項等に定める要件を満たさなくなり適正に完了されない場合は、補助金を交付しないことがある。また、補助金の支払われた事業が、事業完了後に募集要項等に定める要件を満たさなくなった場合は、合理的な事由があるときを除き、原則として補助金の返還を求めることとする。

## 6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。